

広報画像等に関するご案内

藤田嗣治の作品は著作権保護期間内のため、画像利用等の際は著作権者の許諾が必要となります。

鹿児島市立美術館で開催する「藤田嗣治 7つの情熱」展をご紹介頂く場合は、下記の注意事項をご確認いただき、「広報画像申込書」に必要事項をご記入のうえ、メールで鹿児島市立美術館までご連絡ください。

1. 新聞、雑誌等

当館で開催する「藤田嗣治 7つの情熱」展の広報のために作品画像を掲載する際、下記条件を厳守頂ける場合のみ、著作権使用料を藤田嗣治展実行委員会が負担します。

条件(以下を全て満たすこと)

- ・ポスター、チラシのメイン画像である《自画像》の使用
- ・展覧会の広報を目的とした画像使用（展覧会終了後の画像使用は不可）
- ・雑誌・新聞紙上での使用（紙媒体のPDFをWEB上に転載する場合はそのURLを連絡）
- ・画像サイズは50平方cm以内
- ・付随する文字数が400字以内
- ・作品画像は必ず全図で使用（部分使用、文字や他のイメージを重ねることは不可）
- ・作家名、《作品名》、制作年、所蔵先、著作権クレジットを、掲載記事内該当作品近くに明記
- ・掲載内容の事前確認（事前に必ずゲラを鹿児島市立美術館担当者まで送付）
- ・印刷物の送付（完成した印刷物2部を、鹿児島市立美術館担当者まで送付）

※以上を遵守頂けない場合、問題が生じた際に主催者は一切の責任を負いかねます。

2. 展覧会場の撮影

展示会場を撮影し、展覧会の開催についてニュース（時事の報道）としてご紹介頂く場合は、通常の報道扱いとなるため著作権使用申請やクレジット表記は不要です。ネットニュース等で配信する際は、展覧会終了とともに配信を停止してください。展覧会の取材、撮影をご希望の場合も必ず、「広報画像申込書」に必要事項を記入し、事前に鹿児島市立美術館担当者までご連絡ください。

ただし、時事の報道の範囲を超えて作品画像が媒体のコンテンツとなるような使用（ワイドショー、バラエティー番組、展覧会探訪番組等）については、著作権使用申請と著作権使用料が必要となります。この場合、藤田嗣治展実行委員会では対応しかねますのでご了承ください。

3. ホームページ

文章での紹介としてください（鹿児島市立美術館ホームページへのリンク可）。展覧会名ロゴは無料でご提供出来ませんが、作品画像を使用する場合は著作権使用申請と著作権使用料が必要となります。藤田嗣治展実行委員会では対応しかねますのでご了承ください。

※展覧会名ロゴの使用をご希望の場合は別途お問い合わせください。

藤田嗣治展実行委員会事務局

〒892-0853 鹿児島市城山町 4-36 鹿児島市立美術館

TEL：099-224-3400 FAX：099-224-3409

e-mail：bijutu@city.kagoshima.lg.jp

